

第6回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議議事録

○ 開会あいさつ

《望月環境大臣》

環境大臣を拝命しております望月義夫でございます。本日はお忙しい中、また休日にも関わらず栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席いただきまして大変ありがとうございます。栃木県におきましては、福田知事のリーダーシップのもと指定廃棄物の問題に積極的に取り組んでいただき、心から厚く感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、指定廃棄物を保管していただいている自治体、事業者、そして県民の方々、大変なご心痛の中で適正な保管をいただいていることに心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

7月30日に詳細調査の候補地を公表し、その翌日の7月31日の市町村長会議において、詳細調査候補地の選定結果をご説明申し上げました。その場では、「他人事でなく我々は一体となって考えていきたい」「決して塩谷町を一人にはしない」といったご意見をいただき、また福田知事からも、「県全体の問題として、全体で塩谷町を支えていく」という力強いお言葉をいただいたところでございます。一方で、栃木県内の一部に、市町村長会議で決定した選定手法への疑念や選定をやり直すべきといったご意見が生じているということも聞いているところでございます。こうした背景から、本日は7月31日の市町村長会議でのご議論を踏まえ、昨年12月の市町村長会議で確定した選定手法を再確認し、皆さまの共通認識のもとに今後も取り組んでいきたいと思い、市町村長会議を開催させていただきました。各市・町の皆さま方におかれましては、前向きなご議論をいただけるようよろしくお願い致します。

《福田栃木県知事》

皆さん、こんばんは。本日はお休みのところ、そしてまた日中、各市・町とも様々な催し物があったこととは存じますけれども、そんな中大変お疲れの中にあつてご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、望月環境大臣、小里環境副大臣、福山環境大臣政務官他環境省の皆さま方には、国会会期中のお忙しい中、本県においでをいただきました。誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、本県における指定廃棄物処分場の詳細調査候補地として塩谷町寺島入が国から提示され、その選定過程等については、提示後翌日に開催されました市町村長会議で、国から市町村長の皆さま方に説明のあったところでございます。地元の皆さまにおきましては、疑問や不安等があるかと思いますが、この問題は、いま大臣のご挨拶にありましたように、県民全体で解決すべき重要な課題でございます。本県の指定廃棄物は県内各地に分散保管されていますけれども、自然災害による飛散、流出のリスクや農家や事業者の方々の精神的な重圧を考えますと一日も早く今よりも安全な状態にすることが行政の責任ではないかと考えています。この思いは皆さま方と共有しているものと考えています。一方で、処分場の設置につきましては、地元の皆さまの理解を得て進めていくことが最も

重要なこととございます。国は責任を持って地元に対し丁寧な説明をしていただきたいと思いますし、地元の皆さまにも国の説明を聞いていただきたいと思います。本日はこれまでの市町村長会議で話し合ってきたことにつきまして、様々な意見が出ておりますことを踏まえ、これらを整理し、改めて新大臣から国の考え方が示されるものと期待をしているところであります。以上申し上げて開会のあいさつといたします。

《小里環境副大臣》

皆さま、こんばんは。環境副大臣を拝命しております小里でございます。今日はそれぞれの皆さまに大変貴重な時間の中にこのようにご参加をいただきまして心から感謝を申し上げます。先般、就任後間もなくの頃でございましたが、塩谷町の現場へお伺いをさせていただきました。特に、西荒川、あるいは尚仁沢湧水との関係など地域住民の皆さまが心配をいただいております。そういったところを特に念頭に置きながら視察をさせていただいたところでございます。また、その後、見形町長さんが二回にわたりましてお越しをいただきました。私の副大臣室にお越しをいただきました。特に、二回目の時には反対同盟の方々も一緒に来られまして、風評被害等を中心とする住民の皆さまのご懸念、ご心配がいかに大きなものであるか説明を伺ったところでございます。私も大変深刻に大きく重くそれぞれの声を聞かせていただいたところでございます。そういった住民の皆さまのご不安、ご懸念というものを何とか払拭をしていかなければなりません。そういった声を正面から受け止めながら、地域住民の皆さま方との意思の疎通というものを何とか図っていきたいなと思っております。また、詳細調査自体がそういったご懸念やご不安に答えていく大きな有力な材料であるということも認識をしております。県内170箇所分散して一時保管されている今の不安定な状況から、1日も早く脱却をして1箇所にこれを集約して、県民皆さまが安心して生活を送っていただけるように、産業の振興を図っていただけるように何とか前に進めていきたいと思っております。どうか皆さまの一層のご理解とご指導をよろしくお願いを申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。どうも恐れ入ります。

《福山環境大臣政務官》

皆さん、こんばんは。環境大臣政務官を拝命しております福山でございます。よろしくお願いたします。私は徳島出身でございます。徳島市議会議員を4年、そして県議会議員を22年を務めてまいりました。この指定廃棄物の問題につきましては、地方政治の原点に立ち返ったしっかりとした対応をとって進めてまいりたいと考えております。廃棄物の処理施設につきましては、環境省としては丁寧な親切な説明を心掛けてまいりたいと考えております。本日、市・町長の皆さま方、このように説明の機会をいただきましたことを心より感謝を申し上げますと共に今後とも地元の皆さま方の気持ちをしっかりと受け止めて、誠心誠意努力をしてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

○ 議事

《福山環境大臣政務官》

それでは早速議事に入らせていただきます。本日はまず議題として、指定廃棄物の処理などの現状及び詳細調査候補地の選定に関わるこれまでの経緯などについてを資料を用いてご説明をいたします。その後に意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。それでは議題について、鎌方部長より説明をいたします。

《環境省 鎌形廃棄物・リサイクル対策部長》

環境省の廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形でございます。よろしくお願い致します。お手元の資料についてでございますけれども、指定廃棄物の状況、また、これまでの経過について、事実関係を中心にご説明いたします。まず資料1をご覧ください。

【環境省が提示した資料の説明。資料については環境省ホームページでご確認ください。】

○ 意見

《福山環境大臣政務官》

それではご意見のある方は挙手をしていただき、こちらからご指名をいたしますので市・町名をお伝えいただいてからご発言をお願い致します。なお、ご発言の際は目の前のマイクのスイッチを入れていただいてからご発言をいただくようお願いを致します。

《見形塩谷町長》

塩谷町長の見形でございます。先ほど副大臣のほうから、ご挨拶の中にありましたように、10月の29日に私ども、副大臣、政務官の方にお邪魔を致しまして色々ご指導いただきまして大変ありがとうございました。今日は望月大臣にお会いするのは初めてなものですから、ちょっと私どもの考え方を若干述べさせていただきたいと思うんですが、お時間をいただいてよろしいですか？

《望月環境大臣》

どうぞ。

《見形塩谷町長》

それでは、望月大臣の先ほどの話のなかにあったかと思うんですが、まあ私の私的な考えの部分というものあるかと思いますが、この会議に冒頭に入ります時に、この席でも、あるいは県の部長さんが各市町を回られた時にもご提案をお願いした、あるいはこの会議でも何度も何度も多くの方々から出された意見と申しますのは、環境省が先頭に立って環境省の責任で、ということは何度も言われたと私は記憶しております。今回のその中で、いくつかあったかと思うんですが、まあ異議を唱えると言うんですかね、そういうような

ことがあるという話でございますが、全く私の私的な考え方というのものもあるかと思うんですけど、色んな場面で「了承を得た」、あるいは「確定をした」というふうな言い方を使われます。私はそうではないんじゃないのかなと常々思っております。確定をしたのは環境省側なんだろうと思うんですね。我々は色々議論はさせていただきました。全くありがたいことにいろんな、言いたいね、いろんなこともありました。風評対策につきましては、結論じみたものは出なかったのかなと思っておりますが、そういう意味から言えばですね、議論したことは全く間違いないことだと思っておりますが、結論、我々が、ちょっとこういう言い方はどうかとは思いますが、我々が結論を出してやったということは私は無いと思っております。最終的に我々の意見を聞いた上で、結論を出したのは環境省なんだと思っております。そうでないと、我々が最初にお約束をしていただいた、環境省の責任において先頭に立って、という部分がどうも違うんじゃないかと思っております。まずそのことを申し上げておきたいと思っております。

じゃあ、お時間をいただきましたので若干ご発言をさせていただきます。安倍総理は先日の参議院予算委員会の審議において、これ以上福島には迷惑は掛けられないので県内処理でやります、と答弁を致しました。望月環境大臣も安倍総理と同じ趣旨のことをNHKのニュースでもお答えしておりましたし、また今日もその辺のお話をいただいたと理解しております。福島県の方々に対する総理と環境大臣の心情は、私も全く同一であります。今回、塩谷町が指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地に選定されて、福島県民の方々の苦しみが一層深く感じられるようになりました。総理や環境大臣は、人情をベースにおっしゃっているのだと思います。政策決定にあたって、そのベースとして人情を重んじることは私も全く同じであります。そこで大臣にお伺いをします。塩谷町は原発の立地自治体ではなく、交付金も貰ったことはありません。誤解なさらぬよう申し添えますが、交付金が欲しくて言っているのではありません。今回の福島原発の事故で、塩谷町は甚大な被害を受けています。そのうえ最終処分場を持ってこられるのです。そうなれば塩谷町が町として存続の危機に陥ることは目に見えています。塩谷町だけではありません。標高602mに設置される焼却炉の煙突から日々放出される放射性物質によって、周辺の市町村はもとより栃木県全域に影響をもたらされる可能性があります。また、これは栃木県だけの問題ではありません。先ほど大臣もおっしゃっておりました、各県処理となれば茨城県、群馬県、千葉県、宮城県にも、私たちが抱えている苦悩、前途に対する失望感、計り知れない経済的打撃を与えることとなります。この悲劇に対しての大臣の人情はどうなのでしょう。福島の人々への人情は私も全く同感であります。大臣に人情があるとすれば、そして私は、大臣は豊かな人情家だと拝察しております。私たち5県の県民・町民に対してはどのような人情をお示しくくださるのでしょうか。

さて、本論に入ります。先ほども申し上げましたように、政策は人情がベースです。しかし、人情だけで政治ができるものであれば、政治家も科学者も経済学者も社会学者も法律家もいません。最も人情深い人がやればいいのです。政策の決定の基本は何でしょうか。それは私が言うまでもなく国民の幸せです。多くの国民の幸せです。どのような政策の決定をするにしても、全会一致であったり、圧倒的多数の賛成があればそれに越したことはありませんが、3分の2の賛成があれば合格であると思っております。半数程度なら無理に押し通すものではありません。今回の指定廃棄物の処分場の問題は、いかにして国民に対

する被害を最小にするかという政策課題だと思っております。そうすることができて初めて多くの人に幸せをもたらすことができます。そのためには、汚染を拡散させずに、最も汚染されており数世代にわたって居住困難となっている地域に集中処理することです。それが環境や天候に対するリスクと経済的打撃を最小化する方法です。また、拡散防止・集中処理という国際原則にもかなうことです。日本は先進国のひとつですから、国際社会に恥じないのみならず、国際社会に対する模範となるような政策を実施すべきであると考えております。放射性物質を含む廃棄物の最終処分場は、長きにわたって安全に管理しなされなければなりません。それには膨大な人員と費用が必要です。そのため効率的に管理することが求められており、その意味でも集中処理・管理が求められています。皆さんもご存じのように、福島第一原発は未だにコントロールされた状況ではなく廃炉の見通しも立っていません。その周辺の最も汚染された地域に、住民に対する十分な補償のもとに処分場を設置すべきであると感じております。それが汚染の拡散を防止、集中処理という国際原則にかなう政策です。いま政府が実施しようとしている政策はその逆であります。栃木県、群馬県、宮城県、茨城県、千葉県、福島県、6県に新たな処分場を作ろうとしています。六ヶ所村のある青森県と合わせれば7県になります。つまり、放射性物質の世界最大の拡散処理です。それだけではありません。私はこの機会を捉えてすべての栃木県民はもとより全国民に注意を喚起したいと思います。それは54基の原発についてです。設立された順にそれぞれ使用期限が迫ってきています。日本には最終処分場はありません。目途も立っていません。したがって、使用済み核燃料を各原発毎に保管せざるを得ない状況です。日本は世界最大の放射性物質の拡散保管大国になろうとしています。日本列島は地震列島です。地震大国であることを思うに付け、日本国民はどうなるだろうと心配になります。日本国民の7割以上の人々が私と同じ心配をしています。その責任を負っているのは中央政府であります。そして私は小さな町の町長ですが、12,500人の町民の人生、現在及び未来に町長としての責任を負っています。塩谷町民全員に不幸をもたらすような政策を受け入れることは断じてできません。栃木県都市医師会、大学医師会も命の源である水源地を汚染し、未来へ残すべき自然環境を破壊し、住民の健康を阻害する可能性のある放射性物質の最終処分場を塩谷町寺島入に建設することに反対する宣言を出しています。各市町の首長におかれましては、市町民に対する責任は、私と同じだと思います。私の立場を最もよく理解していただけるものと確信をしております。安倍総理におかれましても、望月環境大臣におかれましても、私たち国民ひとりひとりの立場に身を置いて、私たちの思いを汲んでいただき、政策の見直しをされますよう心よりお願い申し上げます。ありがとうございます。

《望月環境大臣》

只今ですね、塩谷町の見形町長さんから人情のある大臣だからしっかりやりなさいと、そして人情だけではなくて、町の未来のこともよく考えてというような様々なお話をいただきました。その中に、指定廃棄物を福島県で処理するということについてございましたが、指定廃棄物を福島県の東京電力の敷地内で処理すべきではないかと、各県でやるのはいかがなものかなという話でございました。私としては環境省の考えを述べさせていただきたいと思っております。私もそうですし、町長さんからもお話ございました。原発事故によっ

て最も大きな被害を受けてる福島県においても、復興のための様々な努力がなされております。福島県は県内の10の市町村において、すべてまたは一部の地域が帰還困難区域に指定されております。しかし、今ですら15万人以上の方が避難生活をされております。本当に原発によって大きな被害を受けておられまして、我々も数回行ってですね、様々なご意見を聞いてまいりました。そういった中で、この状況のなかで福島県に対してこれ以上の負担を強いることは到底理解を得られないなと我々思っております。福島県で一時保管されている指定廃棄物についても同様でございます。福島県内で処理を行うための地元の自治体と協議を進めております。また、避難されておられる方々、再び地元に戻ることを望んでいる皆さんもいらっしゃる。こうしたご意見に広く応えていく必要があると強く思っております。そういうようなこと、色々、個々に事例ございます。例えば浪江町において、営農の再開に向けて稲の実証栽培が行われ、私も稲刈りに伺いました。それからまた、桑折町では果樹の除染を経た桃が献上桃として選定されると。復興に向けた様々な取り組みが今行われております。本当に、福島の知事さんとお話しましたが、中間貯蔵施設を作ることについても苦渋の決断だったと。でも、様々な意見があるけども我々はここで中間貯蔵施設を作って、そして大きな大きな世界で他に見ないような経験、壁を乗り越えていきたいと、まさにそういう話を昨日しました。そういったところの中で、福島にやはりこれ以上の負担は掛けられない、国としては各県の指定廃棄物はそれぞれの県単位で国が責任をもって処理させていただきたいと、このように思っております。この栃木県では一時保管されている指定廃棄物を速やかに処理して広く県民の皆さま方に安心していただくためには、現在の分散の保管というものはやはり継続するのではなく早期に県内の1箇所処理施設を整備することが必要であると、我々は基本方針はこのように思っております。地方公共団体とも協力をして、指定廃棄物の処理を進めるべく取り組みを進めているところでございます。特措法に基づく基本方針に定めた指定廃棄物の県内処理の考え方を見直すことはこれはありません。どうか皆さまのご協力を本当によろしく願います。

《K市長》

鹿沼市長の佐藤でございます。ちょっと確認なんです、最近色んなマスコミ等の報道などを含めて、色んな皆さんが市町村長会議の決議に従ってという言い方をされるんですね。ということは、この市町村長会議で県内1箇所ということを決めた、そのことから、それをまさに、なんというか、それがあから塩谷町だとか話聞いてくれたらどうですかとかみたいな話がされるんです。しかし、この市町村長会議の性格っていうのはそういう場だったのかどうか。そこのところ原点に帰った話で大変恐縮なんです、確認をしておきたいなと思うんです。これまでの経過を振り返ってみますと、環境省の方から色々資料が出されました。我々が政策を決める場合、色々な決定をする場合にですね、少なくともその書類には必ず「案」というものが付いて、お諮りをして議論をいただいて、賛否あるにしても多数決を含めて、そこで決定して初めて決まったということになるんですけれども、環境省から出された資料って「案」という言葉はないんですね。こちらが色々、私も福島という話させていただいたし、色々させていただきましてけども、結局そういったことは、まあ1箇所ですからということで押し切られてきた。そのことで、これでいいですね、よろしいですか皆さん、賛否採りますよ、あるいは皆さんの伺いはど

うですかという形の問われ方は無かったということで、1箇所では提示させていただきますということで最終的に決まったということでもありますから、市町村長会議の決定に従って、と言われるというのは甚だ私は不本意というか、そういう場ではなかったのではないか、あくまで国が責任を持つということあれば、国の方針に従ってと言うべきであって、市町村長会議はそういった国の環境省の考え方を承って色々意見は言ったけども、結論はそういうことですよというふうな場だったんだろうと思うんです。そういうことでよろしいですか？それとも、ここで何か決めたということが非常に大きな意味があるというのはあるんでしょうか？

《小里環境副大臣》

市町村長会議で大変貴重な議論をいただいて、それを受け止めて、決定するのはあくまで環境省であります。見形町長からもおっしゃいましたように、何度も、4回ですか、市町村長会議で議論を重ねて、そして昨年12月24日開催された第4回の市町村長会議におきまして、選定手法に従い選定作業に入る旨を明言させていただいてますね、こちらのほうから。問題なく会議を終了したということでございます。それを受け止めて環境省において進めているということでございます。

《K市長》

ということは、今日のこの場は再度環境省の話をお聞きしたと、こういうことでよろしいんですね？

《小里環境副大臣》

これまでの経緯を確認をさせていただくということでございます。

《K市長》

そうすると、皆さんが市町村長会議の場で決まったことに従ってという言われ方ではちょっと誤解があるというふうな解釈で間違いはないということよろしいですか？念を押して恐縮ですが。

《小里環境副大臣》

市町村長会議の議論を受け止めて、決定をしたのはあくまでも環境省です。

《K市長》

あの、受け止めてと言いましたけども、ほとんどですね、いろんな事意が出てましたけども、そういったことで反映されたというのは、県有地を含めるといったこと、あと保管量ですか。これを丸々じゃなくて半分にしてという、こういうことについては採用されたと思っておりますけども、いわゆるその1箇所という部分に関しては、明確に確認の場があったというふうには受け止めてないんですけども。色んな意見、福島という意見もあった、数箇所という意見もあった。しかしそれは、何て言うんですかね、あったということであ

って反映されたということではないということですね？

《小里環境副大臣》

例えば宮城県の場合は、同じように市町村長会議の議論を積み重ねまして、その結果3箇所ということで、市町村長会議の意見を集約され、それを受け止めて環境省で進めているということですので、同じようにこれを受け止めていただければ結構だと思います。

《K市長》

宮城県の話が出たんで、ちょっといいですか。宮城県、新聞、ニュースを見たんですが、宮城県の自民党議員会が福島県と言うことで該当する3市町のところを歩いたと。こういうふうな記事が載っていて、(村井)知事も、私もそれについては一応理解しているということをおっしゃられたという記事が載っておったんですが、それは間違いのないみたいですか？

《環境省 鮎川計画官》

すいません。事務局よりちょっと事実関係のほうをご説明させていただきます。今の件に関しまして、市町村長会議の場の議論だけではなくてアンケートにつきましても実施をさせていただきたいと先ほど鎌形のほうからもご説明したとおりであります。その中で、県内1箇所に処分場を設置することについて、あるいは集約して暫定的に保管をすること、あるいは現在の保管を継続する、その他、といったような形でアンケートはしておりますが、一番最初に県内に処理場を設置というのが18市町、集約して暫定保管というものが3、現在の保管を継続すべしというのが1、その他のご意見というのが4ということでした。そういうことですので、全会一致というわけではございませんが一番多いご意見としましては県内に処理場を1箇所設置ということが、この栃木県のお考えなのだと承知しております。

《K市長》

宮城県の状況がすでに変わってきてるんで、大きな。3箇所でやるということではなくて、福島に集約したほうがいいんじゃないかという動きが出てきているという。これは仙台放送の10月31日のニュースで。

《環境省 鎌形廃棄物・リサイクル対策部長》

直近の動きについては、報道でされていることしか私どもは承知しておりません。それで、後はこれまでの宮城県知事さんの、例えば詳細調査を県内市町村長の総意として受け入れるということをお前の大臣、石原大臣に報告に来られた時に、県内処理を見直してほしいというようなことを発言はされました。されましたが、その時も前大臣の方から明確にその基本方針の見直しをすることはないということをお答えしているということですので。その後もそういったやり取りがあったと思いますけども、私どもとしては宮城県内でそういう話があって、知事さんからあっても、私どもとしてはご自分の県内での処理と

というような方針は変わらないというようなことを申し上げていきたいと。

《N町長》

那須町長の高久です。私も今の佐藤市長と同じような考えでございます。このところ新聞等に、市町村長会議で決定したことに基づいて進めてる、という記事を見る度に私は心を痛めております。いま鹿沼市長が言われたように、果たしてそこまでの権限は我々に与えられていたんだらうか。ほとんど一方的に環境省側からの情報提供、方針を示されて、我々がそれに異議を唱えてもほぼ平行線というようなことで、一部改善があったことはありましたけれども、ほぼ合意が得られずに、気がついてみると外堀を埋められたという形でこういうところまで来てしまったということでございますよね。そういったことが繰り返された結果、それが市町村長会議の結果だということは、何か我々に責任を転嫁されているんじゃないかということで、少しその辺については異議を持っています。そこで、私今日も発言をしなければ、明日恐らく新聞紙上には、市町村長会議でまた了承を得たという記事になってしまうんだらうと思っておりますので、ひとつ私なりの疑念をお答えいただきたいということでお願いをしたいと思います。また、今、宮城県もそうですけど、栃木県も最終処分場については、詳細については詳細調査でということ交渉に入ってますけども、果たして環境省として、あと何年くらいでこれは決着をつくものだというふうにお考えなのでしょうか？

《小里環境副大臣》

改めて確認をさせていただきますと、この市町村長会議で何度も議論いただきまして、また、アンケート調査をさせていただいて、その上で国から「案」を提示させていただいて、そして市町村長会議で議論をしていただき、これを参考にして国が決定としたということでございます、その選定手法・選定作業に入る旨を明言させていただき、問題なく会議を終了したという認識でございます。

あと、何年かかるかということですが、もう震災発災から3年半が経過をしております。本当に不安定な状況で一時保管をされておりますから、一刻も早くこれを解消したいというのが我々の一念でございます。あと何年とか言わずにですね、とにかく急げるだけ急いでという心境でございます。また、そういう方針でございます。

《N町長》

那須町も県内2番目の指定廃棄物の保有量、保管量ということですから、一刻も早くそういった最終処分というものを望みたいとは思っております。しかしですね、今のその状況を見ておきますと皆目見当も付かないというようなことで新聞等を拝見しているところでもあります。一方、このいただいた資料、私どもの那須町にあります指定廃棄物保管はこういった遮水シートで覆われている程度ということでございます、よく議論に出てくるようにいつ何時竜巻とか暴風とか豪雨というようなことがあれば、こういった指定廃棄物が拡散する恐れがあるということでもありますので、これをいち早く、もっと安全な形で、それでなくても最終処分場が決定するまでの間、確実な方法での保管というのはお考えにならないのでしょうか？

《環境省 鎌形廃棄物・リサイクル対策部長》

一時保管についての不安ということでございますけども、まず先ほども申しましたように、今の保管の状況で放射線のレベルということでは10m離ればバックグラウンド、こういうようなところで保管をいただいているということでございまして、更に私どもの環境省の職員が現地確認を行って飛散の恐れとか、あるいは水が入り込まないかとかというような確認は常にやっていくということで一時保管が安全に進むようにやっているということでございますが、ただ先ほど何年かかるかというお話がございましたが、そういう状況より、よりリスクを減らすということで1箇所堅固なコンクリートでの処理施設を作りたいというのが私たちの思いでございますので、ぜひご協力いただければというふうに考えております。

《N町長》

いただいた資料によりますと、100ベクレルから10万ベクレルはトレンチ処分ということでコンクリートもしくは金属で保管をすることですけども、これには全然達していないわけですね。ということになれば、最終処分場が出来るまでの間このままで放置してるということになれば、これは国の責任放棄だというふうに思うんですが、それはいかがでしょうか？

《環境省 鎌形廃棄物・リサイクル対策部長》

すいません。ちょっとごめんなさい。私の説明が悪かったと思うんですが、10万ベクレル以下のものが原子力施設から出る場合に、トレンチ処分というところの下の方にコンクリート・金属とあるんですが、コンクリートや金属を囲って囲って処理するというのではなくて、例えば建物を壊したコンクリートとか金属がこういう汚染レベルだということでございまして、いわゆるトレンチ処分というのは素掘り処分をするというような状況のものということをご理解いただければと思います。コンクリートで囲うのはそれよりももっと10万ベクレル以上の濃いものについてはピット処分ということで、ここでいう中味のものに反映してでございますが、そういったものはコンクリートで囲ったもので処理をするのですが、いわゆる10万ベクレル以下のものは地に穴を掘って処分する、そういうものでございます。

《N町長》

私もですね、十分解ってなくて申し訳ないと思うんですが、先ほど言いましたように栃木県にある未確定のものも含めて1万数千トンというようなものがあるということですが、これの飛散を防ぐということをお大前提に考えれば、やはりもうちょっときちんとした保管方法、これを国が抽出すべきだと思うんですね。実は那須町の場合は、被災して1年以内に焼却飛灰、8000ベクレル以下ですけども、色々暗唱に乗り上げたということでコンクリートの中に隔離しております。恐らく栃木県内の中でこれだけのきちんとした隔離をしているのは那須町だけだろうと。その費用につきましては那須町独自に3万ほどかけてやっております。国がやれば、1万3千トンほどのきちんとした形での安全性を担保しての隔離保管、一時保管というのはたかが知れてるというふうに私は思うんで

すが、その辺のお考えにはならないのでしょうか？

《環境省 鎌形廃棄物・リサイクル対策部長》

一時保管につきましては、ご不安、ご懸念があるというのをお聞きました。他のやり方というのは色々あるかと思えますので、安全な一時保管のあり方ということに関してご動向があればよくご相談させていただきたいと、こういうふうに思います。それから、先ほどの資料でご説明いたしました、資料2というの2枚目でございますね、今話題に出てたのは。右側が指定廃棄物のレベル。左側が原発などから出てくる廃棄物のレベルを相互に示したものでございまして、右側の8000ベクレルから10万を超えて数十万に至るところが指定廃棄物ということで、これにつきましては、今一時保管をさせていただいてます。一時保管をさせていただいてるのは大体10万以下のレベル。これは焼却などで少し濃くなって、そこも含めて遮断型コンクリート構造のものに。左側の原子力施設から出るものは、10万以下はトレンチ処分、10万以上はコンクリートのもので処分する。先ほどお話にも出ましたが、地下300m以下に埋めるのは、いわゆる地層処分というのは10兆ベクレル以上ということで、この辺のところでデータが違うということでございますがこのような感覚をご理解いただければなと思います。いずれにしましても、一時保管につきましてこういった保管がしたい、こういう話があれば具体的に相談させていただきたいと思えます。

《N町長》

原子力から出る高濃度廃棄物と違うから安心だと。でもですね、それは専門家から言わせればそうかもしれませんけれども、国民からすれば、今回の指定廃棄物、これだけでも不安だということですから、これだけの大問題となっているわけですから、そのままの状態話し合いがつかないものをこのままの状態放置しているというのは国の責任放棄だというふうに思えますので、この件にも何らかの手を加えて、そこで安全性を担保した上で住民との合意形成を図ってきちんとした説明をして最終処分場を設置する。こういうことでもしない限り雨ざらしにしたままずっと置きっ放しということになれば、いずれ台風か何かで被害が出てくるということになって、また大きな社会問題になりかねないということですので、その辺も是非ご協力いただきたいと思います。

《小里環境副大臣》

大変ご心配いただいておりますご意見を頂戴いたしました。よく受け止めまして、また現場の状況をよく点検して、どういう対応が状況に合うかを検討してまいりたいと思えます。

《M町長》

M町長の古口です。いまK市の市長さんとN町の町長さんからありましたとおり、この会議では何も決定していないというお話なんです、それを聞いて、国ばかりを責めるのではなく最初にこういう会議をしてお話を進めたいとあって、そうですねと言った私が、町村会のほうはきちんとその辺りの確認していなかったことに対して非常に私も責任を感じています。ただし私としては、今栃木県内にある170箇所の保管の方法が決して良い

状況ではない。この危険をいち早く、できるだけ早い時期に取り除かなければならない。それが我々の使命であるということは皆さんも認識をした。その上で、やっぱり福島でどうなんだというお話もあって、福島に確認をしていただいたところ、それは福島でも受け入れませんよという回答を受けた。この辺りまでは、私はある程度確認をしたと思っています。その後の取り方については様々なことがあるでしょうけれど、お二人からそういう意見も出ましたので、これは質問でも何でもありません。この市町村長会議というのはい体何なんだということも、もう一度きちっと我々市町村長が話し合わないとか何かおかしいことになってしまわないか、あるいはここで何も決定もしない、承認もしない、確認もしないという会議であるならばこの会議の存在意義自体が問われることになりはしないか。私はそんなふうに今感じました。以上です。

《小里環境副大臣》

今日の議論を通じましても、本当に今回の処理施設の問題につきましては、大変なご心配をいただいていることを再認識をされる思いです。そういった中で、なんと申しますか、若干ですねこの処理施設のあり方について、あるいは地域での捉え方について誤解があるところがございます。特に最近問合せを受けておりますので2、3点確認の意味で申し上げることをお許しを賜りたいと思います。

見形町長さんはじめ本当に塩谷町民の皆さまがご心配をいただいている、その気持ちは痛切に受け止めております。ただその中で、見形町長が公表されました資料の中で、なるほどと思いつつもこれはちょっと誤解じゃないかなと思うところがございます。例えば資料の中で、フランスやドイツでは低線量放射性物質の保管場は国内1箇所地下300mの場所とする旨記述がございます。が、これは要するに発電所で発生するような、例えば燃料棒のような、そういった放射性廃棄物の中で低線量のものをこうすると書いてあるものでございます。したがって、この中では地下300m以下の大深度で地層処分する放射性廃棄物とは10兆ベクレルを超えるようなものということになっております。これは我々が議論している、進めようとしている指定廃棄物の処理とは全く違う世界の概念であるということを確認をさせていただきたいと思っております。なおまた、同じ資料の中で、群馬県では知事、市町村長はもとより県民が一体となって県内処分場の建設の拒否を証言しているというご指摘をいただいているところでございます。これも一部誤解がございます。群馬県におきましては、第2回市町村長会議の後、群馬町村会、町村会ですね、より最終処分場を受け入れる町村は県内にはない旨の意見書が確かに環境省に寄せられた事実がございます。ただ一方で、群馬県の市町村のほうからは国は施設の安全の周知に努力すべきこと、あるいは選定手法についてのご意見、あるいは支援策の必要性などの意見が寄せられております。むしろ県内処理方針に沿って個別具体的にご意見をいただいているところでございます。また知事からは県内処理方針に反対する趣旨のご発言はいただいております。もうひとつ恐縮でございますが、宮城県加美町が処分場を阻止しようとすることに同県、すなわち宮城県の全市町村長が全面的に支援しているというような記述もございます。ご案内のとおり、宮城県では8月4日、今年8月4日に開催した市町村長会議におきまして、詳細調査を受け入れることについて、県知事が県内の全市町村長の総意として取りまとめられたものでございます。特に、宮城県内では36箇所に一時保管がされておきまして、こ

うした保管場所がある市町村におかれては、指定廃棄物の処理が早く進むことを強く期待をされているところでもございます。とりあえず、事実関係の確認だけ申し上げたところでございます。

《福山環境大臣政務官》

本日は色々な意見をいただいて、ありがとうございます。この議論を踏まえた中で、福田知事さんにご意見をいただきましたと思います。

《福田栃木県知事》

本日、望月環境大臣から指定廃棄物を各県で処理することを定めた特措法に基づく基本方針の見直しはしないということが改めて示されました。国から改めて指定廃棄物の県内処理の方針が示された以上、県内各地約170箇所分散保管されている指定廃棄物を1日も早く安全な状態にするということが行政の責任を果たすために、苦渋の選択ではありますが、国が全責任をもって県内に処分場を設置して安全に処理することが現実的な解決策として妥当なものであると考えております。なお、仮保管をより安全な状態でというご意見が出ましたけれども、竜巻被害の後を見れば生半可なことをやっても自然はそれを許さないということだと思います。自家用車を巻き上げて叩き付ける。あるいは60cm、80cmもある大木をねじり切り倒すと、こういう状況を3回。それに近い状態を3年連続で我々は現場を見ているわけございまして、仮保管を安全にするということは、今のところすべて二重構造のコンクリートで封じ込めると、それしかないというふうに逆に思ったところでありまして、現実的な解決策としては、やむを得ないのではないのかと思います。また、処分場の候補地選定手続きを確定するまでに開催されました4回の市町村長会議の結果の再確認もありましたけれども、市町村長会議では様々な意見がある中、この会議とは別に、先ほどお話しがありましたように、アンケート等も実施し、さらにはうちの職員が皆さま方のところにお伺いをして、会議以外の思いがあるとするならばということでお聞きをしながら、この議論を重ねてきて決定をしてきたと私は認識をしております。そのように認識をしております、尊重をすべきものであるというように考えております。色々意見はありましたけれども、最終的には各々「しゃあねえな」と、こういう状況に至ったのではないかと、私はそのように思っております。以上です。

《福山環境大臣政務官》

ありがとうございました。只今の福田知事にご発言いただきましたけれども、何点かございます。これについて大臣、副大臣のほうからお答えできるのであればお願いします。

《福田栃木県知事》

すいません。私から要望なんですけども。

じゃああの、市町村長会議の内容について私の考えを申し上げましたが、国に次の点で私からもお伺いをしたいことがございますのでお時間を頂戴したいと思います。

まず1点目ですけれども、指定廃棄物に関する正しい知識の啓発についてでございます。

県に、私のところにも電話・メール・手紙など色々ありまして、指定廃棄物に関するご意見が寄せられておりますけれども、中には未だ福島県の指定廃棄物を本県で処分すると誤解している方、あるいは原子力施設から発生する使用済み核燃料などの放射性廃棄物と混同している方、すなわちそれはもう何万年も先に被害が発生するんじゃないかと、健康被害、環境破壊ですね。何万年も先にそういうことが起こるでしょうと、ついてはあんたは生きてないよねと、責任をどうやって取んのだ。こういうご意見でございます。ですので指定廃棄物に関する正しい知識、さらには水、大気、こういった環境汚染、あるいは環境対策。すなわち安全性ですけれども、こういったことについても国として、国民向けには是非啓発活動を行ってほしいと。誤った情報によって不安を感じ、指定廃棄物の処理に理解を得られてない要因となっているところもありますので、栃木県民はもちろんですけれども、国民向けの啓発活動が重要であるというふうに思います。また、先ほど県民向けのマスメディアを活用した広報について説明を聞きましたが、加えてセミナー、あるいは講演会などによる啓発活動も考えられるのではないかと思います。また、風評被害を防ぐためには、県民のみならず、国民に向けた啓発活動が必要だと思いますので、今後どのようなことをお考えになっておられるのか改めてお尋ねをしたいと思います。

次に風評被害対策ですけれども、正しい知識の啓発も風評被害対策のひとつの方策であります。それだけでは風評被害を完全に防ぐことはできないと思っております。そこで、風評被害対策、あるいは地域振興策として具体的な方策をお伺いしたいと思います。

最後ですけれども、現在国の案では、処分施設は埋め立て後も相当の長期間にわたり国が責任を持って管理することとしております。見形町長への答え、答弁によりますと、130年という数字があったかと思っておりますけれども、放射能の濃度が年々低減していくものが指定廃棄物でございます。ある程度の濃度になったときに、それが50年になるか100年後になるか分かりませんが、保管している指定廃棄物を掘り出して路盤対策などに再利用すると、こういった跡地を原状回復するような考えはないのか、併せてお尋ねもしたいと思います。

《福山環境大臣政務官》

只今福田知事より色々ご発言いただきました。その中で、今後の啓発活動、風評被害対策、処分施設の原状回復。大きくこの3つだと思うんですが、最初の2点につきまして、小里副大臣のほうから、最後の1点については望月大臣のほうからお願い致したいと思います。

《小里環境副大臣》

まさに要諦となるご質問、ご指摘であると思っております。ご指摘のとおり、指定廃棄物処理施設の必要性、安全性について理解をいただく。そのために丁寧な説明をしていくことが最重要であると考えています。これまでも環境省のホームページ、あるいは新聞広告等において、啓発活動を行ってまいりました。また本年中を目途に、新たな広報施策としてテレビ広報番組の製作も検討しているところでございます。また、知事からご指摘いただきましたようなセミナーとか講演会ですね、こういったところもなるべく前向きに取り組んでいきたいなと思っております。併せてご指導いただきたいと思います。そしてまたあの、住民

説明会ですね。詳細調査についてのまずは説明会につきまして、打診も申し上げているところでございますが、是非これもご指導いただきながら取り組んでまいりたいと思っております。いずれにしましても、指定廃棄物の安全な処理につきまして、広く住民の皆さま、そしてまた国民の皆さまのご理解が進みますようにしっかりと取り組んでまいるといふ覚悟でございます。

風評被害対策、地域振興策についても大変大事なご指摘でございます。まずは風評被害を予防する、発生させないということが第一の課題でございます。そのためには、安全な施設を作るといふことはもちろんでございますが、施設の安全性のPR、そしてまたモニタリング情報を随時公開しながら、風評被害の未然防止に万全を尽くしてまいりたいと思っております。また、風評被害対応に限らず、農業とか観光をはじめとする地域の産業をいかに進行させていくか、活性化させていくか。大変大事な、これは国の責務であると思っております。地域の皆さんと一緒にやって取り組んでまいりたいと思っております。例えば、昨年自民党農林部会で、当時私が部会長でございましたが、党内の意見を取りまとめをいたしまして、農業・農村所得倍増目標10カ年戦略という戦略を打ち出しました。これが向こう10年の国の農政の指針ともなっているところでございます。鳥獣被害対策、担い手育成、水田対策、あるいは畜産対策、あるいは耕作放棄地対策をはじめ15本の柱を打ち立てまして、そのもとに100項目の具体策を準備しているところでございます。その1つ1つが現場に届けば必ず営農の安定、発展、所得の増大に繋がっていくという施策でございます。こういったところを常に現場に届けながら、しっかりと地域と一体となって取り組んでいきたいと思っております。幸いにして、西川農林水産大臣でございますので、よく農水省はじめ関係省庁とも連携を図ってまいりたいと思っております。また、先日視察をさせていただきました折に、西荒川、そのもとの大滝、そしてまた尚仁沢湧水というものを拝見をいたしました。本当に素晴らしいあの渓谷であり、また水でございます、景色でございます。これを本当にしっかりと守るといふことは当然にありますけど、更にこれを活かしていく方法はないものか、当日から思案をしておる身でもございます。例えば道路アクセスの整備ですとか色んなものを含めてよりこれを活用していく方法がきっとあると思っております。これも関係省庁と連携して取り組んでまいりたいと思っております。広く地域の発展のために、国をあげて、そして地域と一体となって、これは取り組んでいくべき責務が我々にあるんだと、一生掛けてでもこれをしっかりと、地域を守り発展させていく必要がある、責任があると強く認識しているところでございます。

《福山環境大臣政務官》

それでは望月大臣のほうからお願いします。

《望月環境大臣》

福田知事さんのご指摘のとおり、指定廃棄物は減衰をしていずれ8000ベクレルを下回るようになってまいります。1キロパー8000ベクレルを下回るということは、普通の廃棄物として処理が出来るということでございます。我々は何としても、こういったことに1日も早く対処をしていかななくてはいけないとそのように思っております。ですからこれまでの指定廃棄物については、先ほどから何回も申し上げますけれども国が責任をも

って長期間にわたり堅固な施設で嚴重に管理する旨をご説明してきたところでございます。国が責任をもつということは国が存続する限りは責任をもつと、そういうことでございますので、これは内外共にこういったものをしっかりと打ち出していくと、そういうことでございます。只今の福田知事さんのご指摘でございますけれども、環境省が設置する処理施設を最終処分場にはしないということを意味する、そういうことだと私思います。非常に重要なご指摘として受け止めて、環境省で引き取ってしっかりと検討していきたいところのように思っております。どちらにいたしましても、環境省としては栃木県の指定廃棄物っていうのはバラバラにあちらこちらにあるような状況、これを1日も早く解消してしっかりと長期的に安定して、そして管理できると。そういうことによってより安心ができるような状況に1日も早くしていかななくてはいけない。それぞれの代表者の皆さまには本当にご心配をおかけしておりますけれども、我々としてはこれが最良の、今ある中では最良の方法ではないかと。こういうことをご提案をさせていただいているところでございます。栃木県の指定廃棄物を安全に処理するために引き続き全力を尽くして着実に前進できるように取り組んでまいりたい、まいりますので皆さま方是非ひとつよろしくお願ひします。

(閉 会)